

兵庫県学生バドミントン連盟 規約

第1章 名称、組織、事務局及び設立日

- 第1条 本連盟は、兵庫学生バドミントン連盟 Hyogo Intercollegiate Badminton Federation（以下、「本連盟」という）と称する。
- 第2条 本連盟は、兵庫県内の大学バドミントン部の加盟団体（以下、「加盟団体」という）をもって組織する。
- 第3条 本連盟は、事務局を会長が指定した場所に置く。
- 第4条 本連盟は、兵庫県内学生バドミントン競技の総括代表団体として、兵庫県バドミントン協会に加盟する。
- 第5条 本連盟の設立日を1953（昭和28）年12月6日とする。

第2章 目的

- 第6条 本連盟は、兵庫県内における学生バドミントン競技を総括代表し、その活動を通じて学生バドミントンの普及と競技力向上を目指すとともに、フェアプレイの精神を養い、学生相互の交流と親睦を図り、会員の心身の健全な育成及び豊かなスポーツ文化の新興や発展へ寄与することを目的とする。

第3章 加盟及び登録資格

- 第7条 1. 本連盟に加盟できる大学は、文部科学省令による大学及び短期大学（以下これを大学と称する）において公認されたバドミントン競技団体（部）とする。但し、通信過程の学生を除くものとする。
2. 複数のキャンパスを設けている大学は、これを独立した団体とみなすこともできる。複数の団体として登録する場合は、大学名及びキャンパス名が識別できる名称を用いることとする。
3. 男女別の2部を設けている場合は2加盟団体とする。

第4章 役員の選出及び任務

- 第8条 本連盟には、次の役員を置く。
- | | |
|---------|-------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 委員長 | 1名 |
| 4. 副委員長 | 1名 |
| 5. 執行委員 | 10名以内 |
| 6. 会計 | 1名 |
| 7. 監事 | 2名 |
- 第9条 会長は、執行委員会において推薦し総会で承認する。会長は、本連盟を代表して会務を統括する。会長の任期は1期2年とする。但し、再選を妨げない。

- 第10条 副会長は、執行委員会の推薦により会長がこれを委嘱する。副会長は会長の職務を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。副会長の任期は、会長の任期に準ずるものとする。
- 第11条 執行委員は、執行委員会の推薦により会長がこれを委嘱し、本連盟の運営にあたる。執行委員は、原則として学生と学生以外を含むものとする。
- 第12条 委員長は、学生執行委員が互選し会長がこれを委嘱する。委員長は、本連盟の常務を統括する。
- 第13条 副委員長は、学生執行委員が互選し会長がこれを委嘱する。副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故ある時は、これを代行する。
- 第14条 副委員長に事故ある時は、学生執行委員が互選し、執行委員会の承認を得てその職務を代行することができる。
- 第15条 会計は、学生執行委員が互選し会長がこれを委嘱する。会計は、本連盟の会計業務を行う。
- 第16条 会計に事故ある時は、学生執行委員が互選し、執行委員会の承認を得てその職務を代行することができる。
- 第17条 監事は、執行委員会の推薦により会長がこれを委嘱し、本連盟の業務及び会計の状況を監査する。監査の上、不正及び不適切な事実を発見したときは、これを総会に報告する。報告に際して、総会を召集することができる。監事は、執行委員会及び総会に出席し意見を述べるができるが、議決権はないものとする。
- 第18条 本連盟は、必要に応じて、大会運営委員を置くことができる。大会運営委員は、執行委員会の推薦により会長がこれを委嘱し、本連盟主催大会の運営にあたる。委嘱は大会ごとに行う。
- 第19条 1. 本連盟は、必要に応じて、名誉会長の役員を置くことができる。名誉会長は、執行委員会の推薦により会長がこれを委嘱する。名誉会長の職務は、会長の要請により執行委員会及び総会に出席し、本連盟の運営に関して相談・教示する。名誉会長の任期は1期2年とする。但し、再選を妨げない。
2. 本連盟は、必要に応じて、顧問及び参与の役員を置くことができる。顧問及び参与は、執行委員会の推薦により会長がこれを委嘱する。これらの役員は、執行委員会及び総会に出席し意見を述べるができるが、議決権はないものとする。

第5章 会議

- 第20条 本連盟には次の会議を持つ。
1. 会長、副会長、委員長、副委員長、会計、執行委員で構成される執行委員会
 2. 会長、副会長、委員長、副委員長、会計、執行委員、各加盟団体代表1名で構成される総会
- 第21条 執行委員会は、本連盟の常務を掌握して事業運営に当たり、会長及び委員長がこれを召集する。
- 第22条 総会は、年1回開き、臨時総会は執行委員会の要請あるいは構成員の3分の1以上の要請があれば開かねばならない。
- 第23条 総会は、本連盟の最高議決機関であり、会長がこれを召集し、次の事項について審議し、これを議決する。
1. 事業並びに収支決算報告
 2. 事業計画並びに予算編成

3. 役員の選出
4. 規約の改正・変更
5. その他、本連盟に関する重要事項

第24条 総会は、構成員の2分の1以上の出席によって成立し、総会の議決は出席者の過半数の同意を要する。また、総会における委員の代理はこれを認める。やむを得ない事情の場合は、委任状を認める。なお、執行委員会及びその他の会議の議決も総会の場合に準ずるものとする。

第25条 総会及び執行委員会では、議事録を作成し、これを保管する。

第6章 事業

第26条 本連盟は、第6条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. 兵庫学生バドミントン選手権大会
2. 兵庫県大学バドミントン選手権大会
3. 兵庫学生バドミントン新人戦大会
4. その他本連盟の目的達成に必要な事業

第7章 登録

第27条 各加盟団体は、本連盟が指定した期日までに団体・個人登録名簿を作成し、本連盟指定先に提出し、登録費を納めなければならない。

第28条 登録は第26条に準ずる試合等に参加する為に必ず行われなければならない。

第29条 加盟団体単位については第7条に準ずる。

1. 登録年数は、加盟校に入学した入学年度から継続した4年間（短大は2年、医学部、薬学部は6年）とする。
2. 但し、一旦大学を中退し同大学へ再入学又は、他大学へ編入した場合は、執行委員会において当該登録選手を調査審議の上、これを決定する。

第30条 次の各項に該当する者は、本連盟主催の競技に出場することができない。

1. 本連盟登録選手にして、一旦大学及び短大を卒業した者。但し短大より上級学校へ編入する者に限り卒業として取り扱わない（残り年数は、2年とする）。
2. いかなる理由によらず停学謹慎中の者。

第9章 経費及び会計

第31条 本連盟の経費は、登録費及びその他の正当な収入によって支弁する。

第32条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第33条 団体登録費は1加盟団体につき、個人登録費は1人につき、当該年度の登録費を納入しなければならない。

第10章 賞罰

第34条 本連盟のため特に顕著な貢献をした者は、執行委員会の推薦により会長がこれを表彰する。

第35条 本連盟に加盟した者又は団体の内、次の行為をなしたる場合は、執行委員会の審議あるいは総会の決定をもって活動停止、その他の処分を受ける罰則を課すものとする。なお、詳細については別途定める。

1. 学生としての本分に反した者または加盟団体
2. 本連盟に対する支払金の滞納者または滞納団体
3. 本連盟が主催する大会において、表彰式を無断欠席した者または加盟団体
4. 本連盟が指示し、指定する登録期日を超過した者または加盟団体
6. その他

第11章 規約の改正

第36条 本規約の改正は、執行委員会で審議し、総会においてこれを承認する。

第12章 付則

第37条 本規約遂行にあたり、その他重要事項は細則にてこれを定める。

2024（令和6）年3月11日制定